



米国民事訴訟手続における文書提出義務違反に関する制裁措置について－電子情報開示を中心として－

畑中， 致

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2016-09-25

(Date of Publication)

2017-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6765号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006765>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨		論文内容の要旨
博士學位論文		本論文は、米国の民事訴訟手続において発達した証拠収集の仕組みであるディスカバリ（開示）制度について、電子的保存情報に焦点を定め、文書提出要求と証拠毀損に対する制裁に関して、連邦裁判所がどのように当事者の義務を画定し、またいかなる要素を斟酌して制裁に関する判断を下しているかを、典型的な判例および近時の判例の分析を通して論じたものである。 米国のディスカバリ制度は、秘匿特権等が認められる場合を除き、請求又は防御に関連するすべての情報を要求当事者に開示しなければならないとする強力な証拠収集制度であり、原告・被告の証拠偏在を是正し、もって武器の対等を達成しようとしている。反面、証拠収集の容易さは、訴訟提起の簡素化と相俟って、訴訟件数の増加を招き、また証拠漁りや応答当事者の負担を増大させた。加えて、情報の電子化、ネットワーク化の発達に伴い、文書提出要求の主たる対象が電子的保存情報へと移ったことにより、情報の改変、移動、消去の容易性に起因する証拠毀損への制裁事例が近年増加している。 裁判所は、制裁の適否を判断する場合、第1に、証拠毀損者が証拠保全の義務を負っていたか、第2に、証拠毀損者は有責な心理状態をもって行動したか、第3に、証拠毀損による被害当事者が、毀損証拠の訴訟への関連性および損害を証明したか、を検討する。 第1章では、証拠保全の義務は、証拠能力のある証拠の発見に寄与する程度の関連性が認められるものまで、広範囲の文書・電子的保存情報に及ぶとしたうえで、裁判所が、訴訟上の必要性、重要性とその収集、保全にかかる人的、金銭的負担を比較衡量し、均衡性の観点から合理的アクセス可能性により、その対象を限定していることを明らかにする。また、保全義務は、合理的に訴訟が予測されるときを起点として発生することが、切迫性の要件を採用する第7巡回区以外のすべての巡回区での確立されたルールとなっていることを指摘したうえで、応答当事者の負担を軽減し、その予測可能性を確保する観点からは、第7巡回区が採用する合理的に予測すべき訴訟を差し迫ったものに限定することの妥当性を示唆する。加えて、組織が訴訟の当事者となる場合、保全義務の発生時に、訴訟ホールドを発動し、組織内の文書破棄、改変を禁止することが実務となっており、この訴訟ホールドの発動のタイミング、対象範囲およびその遵守が、制裁との関係で問題となることを踏まえ、組織における文書の保管、破棄等の管理を定めたりテンションポリシーの整備、訴訟ホールドの発動時期や対象範囲の適切な判断・徹底の重要性に言及する。さらに、非当事者が所持、管理している文書・電子的保存情報が応答当事者の保有、管理又はコントロールのもとにあるという理由で、保全・提出義務の対象とされる範囲について、法的権利基準、法的権利プラス通知義務基準および現実の能力基準の3つの基準があることを示すとともに、現実の能力基準は、応答当事者が対象文書に対して事実上のコントロールを有することを基準としているため、事案に即した柔軟な判断が可能となり得るとする一方で、法的権利基準、法的権利プラス通知義務基準は、契約等に基づいて、一定の法的権利を有することを条件とした基準であるため、応答当事者にとっては、一定の予測可
内容の要旨および審査結果の要旨		
氏 名	畑中 致	
学位の種類	博士（法学）	
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当	
学位論文の題目	米国民事訴訟手続における文書提出義務違反に関する制裁措置について—電子情報開示を中心として—	
審 査 委 員	主査 教 授 丸山 英二	
	教 授 齋藤 彰	
	教 授 中野 俊一郎	

能性を確保できるものであると分析する。この基準を敷衍して、非当事者である親子会社、関連会社、従業員と雇用会社、サービスプロバイダー等の委託業者のケースでも、資本関係等の外観上の関係にかかわらず、対象となる文書へのコントロールを示す何らかの法的権利が必要であると結論づける。

第Ⅱ章においては、電子的保存情報特有の問題として、メタデータの開示の必要性およびその取り扱いに関する弁護士倫理、ソーシャルメディア証拠の真正性、個人デバイスの業務上利用、予測コーディングの採用について検討される。電子的保存情報に付随するメタデータの提出は、通常の業務過程で保存される文書の提出を義務づける訴訟規則に照らすと、過度な負担を当事者に課するものでない限り、視認可能なものについては避けられない。同時に、メタデータのディスクバリ手続における濫用の懸念を踏まえると、当事者の負担と訴訟での必要性、重要性との均衡を考慮する必要があるとする。また、メタデータに関わる弁護士の職務倫理上の問題について、弁護士は代理人として、当事者の秘密情報を保護する義務を負うと同時に、訴訟規則を遵守し適切に訴訟を遂行する義務を負うことから、両者を調和させ、その任に当たることが必要となる。次に、ソーシャルメディア上の電子的保存情報の真正性については、証拠規則に従い、作成者のパスワードによるアクセス、証言や宣誓供述などの状況証拠により認証することが相当であるとする。また、個人電子デバイス上の情報の保全・提出義務について検討し、個人デバイス上のすべての情報を当事者である企業や組織のコントロール下にあるとすることは難しいとしたうえで、個人デバイス上であっても、職務上作成された情報やデータについては、所属する企業や団体等のコントロール下にあり保全・提出義務の対象となることから、同じデバイス上の情報を個人的情報と、保全・提出が必要となる業務情報とに区分することにより、個人的情報やセンシティブ情報が開示されることのないよう実務上の対応を講じる必要があるとする。最後に、提出すべき情報を大量のデータから抽出する技術としての予測コーディングについて、迅速性と当事者に対する負担軽減の観点から、今後もそのような技術的補助手段の活用が進むと述べる。

第Ⅲ章においては、電子的保存情報の証拠毀損に対する制裁の要件および適切な制裁を判断する際に斟酌されるべき要素について判例を分析する。保全義務を負う証拠毀損者が、有責な心理状態で行動しており、かつ被害当事者が破棄又は改変行為により損害を被っていることが、裁判所が制裁を課するための要件となる。有責性に関しては、悪意又は重過失が必要か、通常の過失で足りるのか、連邦控訴裁判所の間で判断が分かれている。単純過失であっても被害当事者の損害が深刻であるケース、又はその逆のケースもあり、各事件の違法行為の悪質性や損害等を考慮し、状況に応じたケースバイケースのアプローチを裁判所は採用している。証拠毀損による損害は、証拠毀損により自らの請求・防御に役立ったであろう証拠を要求当事者が入手できなくなる場合に生じる。ここでは、損害や毀損証拠の請求・防御への関連性の証明責任は被害当事者が負うことが原則となる。しかし、破棄された情報の関連性や有用性、すなわち被害当事者の損害を証明することは著しく困難又は不可能であり、また、証拠毀損者が意図的又は重過失で行った場合に、被害当事者

に過重な立証責任を負わせることは適切ではない。したがって、裁判所は、証拠毀損者の有責性が顕著な場合には、損害を推定することにより、被害当事者の立証責任の軽減を図っている。制裁を課することが相当となる場合、裁判所は、有責性の程度および被害当事者の損害の程度を考慮することに加え、その毀損行為が司法手続へ与えた妨害の程度、より軽い制裁による被害当事者の救済可能性、制裁の抑止的効果、を斟酌する。これらの要素を検討したうえで、裁判所は、罰金、費用補償、証明責任の転換、証拠の排除、不利な推定、欠席判決、請求の却下等の制裁を課している。

第Ⅳ章においては、2015 年 12 月 1 日施行の改正連邦民事訴訟規則の内容を検討し、開示対象の情報の範囲と電子的保存情報の喪失に対する制裁に関する規定の変更について論じる。改正規則第 26 条では、開示の対象となる情報を定める通則規定の中に、事件の必要性との均衡性の要件を取り入れ、応答当事者の対応義務を均衡性が認められる範囲に絞ることによりその負担を軽減しようとしている。また同第 37 条(e)項においては、合理的な措置を講じた応答当事者に対して、電子的保存情報の喪失の責任を免除している。これらの改正は、喪失された情報を復元・代替するための努力もまた、訴訟における請求又は防御への重要性和均衡すべきとする点で、集積された判例によるケースバイケースのアプローチを踏襲したものである。

改正規則第 37 条(e)項では、裁判所は、応答当事者が、相手方当事者による情報利用を阻止する意図を持って行為したことを認定した場合に限り、不利な推定説示や処分の制裁のような厳しい制裁を課することができるとしている。この改正により、電子的保存情報の喪失に対して厳しい制裁を課するための有責性の基準が統一されることになった。本規則改正により、当事者、弁護士が適切かつ公正な文書提出対応を行うことを通して、ディスクバリ制度の誤用、濫用が排され、適正な運用に近づくことへの期待をもって本論文は結ばれる。

米国の民事訴訟手続は、基本的に、相対立する当事者が主導するかたちで進められ、その特徴は、とりわけ開示（discovery）手続において顕著に現われている。しかしながら、20 世紀の第 4 四半世紀以降、開示手続の過剰使用ないし濫用が大きく問題となっており、米国の民事訴訟の中心的法源たる連邦民事訴訟規則にも、開示手続の利用を抑制するための規定が盛り込まれるようになり、近年その傾向は強まっている。

同時並行的に、情報通信技術の進歩は多種多様の電子的保存情報を生み出し、その量は膨大なものになっている。その多くは、情報の作成・取扱いを記録するメタデータを伴うこと、機器やシステムの不調に備えてバックアップが作成される一方で、不調がない場合にはバックアップファイルが上書きされること、消去・破棄された情報が他に残存したり、復旧できたりする場合があること、適切な取扱いには専門的知識が必要とされること、など紙の情報にはない多くの特質を持っている。

このような電子的保存情報が開示の対象となると、紙の情報の場合にはなかった問題や、紙の場合とは異なる性格を持つ問題が引き起こされる。例えば、訴訟が予測されるべきときに、当事者となるべき者に当該訴訟関連情報を保全する義務の課されることが判例法上確立されている。この情報固定を訴訟ホールド（litigation hold）と呼ぶが、その義務を果たすためには、平時における情報の上書き・消去・変更のプロセスを停止させることが必要になる。

本論文は、電子的保存情報に焦点を定めて、文書提出要求と証拠毀損に対する制裁の問題に関する連邦民事訴訟規則の規定と連邦裁判所の判断を跡づけ、分析し、その対応を検討することを目的とするものである。筆者は国際的に展開する日本企業の法務部門に勤務し、日常的に、本論文で取り扱われる問題への対応を迫られる立場にある。したがって、本論文は、文書を保全し、提出する義務を課される立場にある外国人・外国法人の視点から米国の開示法制を検討したものということができる。

第 I 章では、証拠保全義務の発生とその対象の問題が取り扱われる。保全義務の発生時期（訴訟ホールドを発動すべき時期）については、合理的に訴訟が予測されるときとするのが連邦裁判所の大勢であるが、筆者は訴訟の切迫性を要件とする第 7 巡回区控訴裁判所の判断を具体的な根拠を掲げつつ支持し、また、オーストラリア法人を被告とする訴訟において訴状送達時まで保全義務は発生しないとする 2015 年の連邦地裁判決を肯定的に紹介している。保全義務は当事者が保有、管理、コントロールする情報である。筆者は多数の判決の検討を経て、当事者が法的権利を有する文書・情報に絞る基準の合理性を説いている。

第 II 章では、メタデータ、ソーシャルメディアをはじめとして、電子的保存情報に特有の問題が検討される。メタデータに関しては、判例が、事件への関連性、要求当事者の必要性、当事者の合理的アクセス可能性等を考慮して判断しているものの、その取扱いにはかなりのばらつきが見られることの指摘の後、その提出義務には止止めがかけられるべき

ことが主張される。ソーシャルメディア、個人デバイス、予測コーディングなどをめぐる紙情報では生じない問題に関わる叙述は、その具体性も相俟って、関心が掻き立てられるところである。

第 III 章では、本論文の中心課題である開示義務違反に対する制裁の問題が取り上げられる。まず、裁判所が制裁を課す根拠について、連邦民事訴訟規則と並んで、当事者の不正行為に対して制裁を課す裁判所固有の権限があることが指摘される。その上で、義務違反、違反当事者の有責性、被害当事者の損害という制裁の要件と課されるべき制裁、そして電子的保存情報に対するセーフハーバー条項とされてきた連邦規則第 37 条(e)項に関して、多数の判例が紹介され、分析される。その際に、とりわけ参考になる判決として *Sekisui American Corp. v. Hart* および *Micron Technology v. Rambus* が詳細に検討される。これらの描写では、具体的な事件の事実関係として認定されたところを反映して、裁判所が、各要件と制裁の認否・内容をスライドさせている様子が浮び上がり、興味深い。

第 IV 章では、2015 年 12 月施行の改正民事訴訟規則について、電子的保存情報の開示に関連するものに焦点を当てて、背景、目的、内容が解説される。

上記のような内容を収めた本論文は、筆者がその職責から獲得してきた豊富な知識情報を活かし、また、多数の判決と、*Sedona Conference* などこの問題に関わる研究機関、*Scheindlin* 裁判官をはじめとする関係者の意見を集約したもので、それ自体、目くばりの行き届いた資料として、貴重である。加えて、米国の裁判所から開示請求を受ける可能性がある外国法人法務担当者の立場から、米国の開示法制について述べられる見解は、説得力があり、傾聴に値する。

米国の電子的保存情報の開示法制に関しては、わが国においてもすでにかなりの研究の蓄積が見られる。その中で、本論文は、制裁の問題に焦点を定め、最新の動きまで捕捉し、多面的に研究した点に大きな意義がある。

2015 年の連邦民事訴訟規則の改正は、裁判所の関与を強化しようとする米国の手続法制全般の傾向も反映して、第 26 条における均衡性の要件の通則化、第 37 条(e)項における従前のセーフハーバー条項の削除、新たに設けられた制裁の限定、および処分的制裁を課す場合の要件の厳格化、など、本論文の対象とするところに大きな変更をもたらす可能性をはらんでいる。しかし、本論文が詳細に検討したそれ以前の動きが意味を失うわけではない。一つには、今回の改正の意味を理解するためには、それ以前の法状況の理解が不可欠であること、あと一つには、規則改正後も、裁判所が必要と判断すれば、固有権限の行使として制裁を課することが可能なことに照らすと、やはり従前の法状況の理解が必要とされることが挙げられる。

以上述べたように、本論文は大きな意義を有するものであるが、若干の問題点も指摘できる。一つには、英語資料を読みやすく解説する点でさらに改善すべきところが見受けられることがあり、あと一つには、2015 年の規則改正の内容を第 I 章～第 III 章の叙述にうまく反映させることに十分成功していないことが挙げられる。しかし、後者の点は米国の文献にも散見されるところであり、また、前者の点は、今後の研鑽・推敲による改善

が期待できるところである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である畑中致氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成28年 9月 1日

審査委員 主査 教授 丸山 英二
教授 齋藤 彰
教授 中野 俊一